

労審発第510号
平成20年4月8日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成20年4月8日付け厚生労働省発基労第0408001号をもって諮問のあった「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険審査官法及び労働保険審査会法の一部改正関係）要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成20年4月8日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険審査官法及び労働保険審査会法の一部改正関係）要綱」について

平成20年4月8日付け厚生労働省発基労第 0408001 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成20年4月8日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 平野 敏右

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険審査官法及び労働保険審査会法の一部改正関係）要綱」について

平成20年4月8日付け厚生労働省発基労第 0408001 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険審査官法及び労働保険審査会法の一部改正関係）要綱」について、厚生労働省案はおおむね妥当と認める。